

公益財団法人報恩同志会への寄付金・会費の税制上の優遇措置について

個人が当法人に支払った寄附金については、支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けるか、または定められている算式で計算した金額（その年分の所得税額の25パーセント相当額を限度とします。）について税額控除（以下「公益社団法人等寄附金特別控除」といいます。）の適用を受けるか、いずれかを選択することが出来ます。

記

1 対象となる寄附金等

(1) 対象となる寄附金

公益活動に資するための寄附（以下「特別維持費」という。）、会費

(2) 対象外の寄附金

道場・分会の募金箱への寄附及び分会の維持費

2 所得税の申告に必要な書類の交付

(1) 公益活動に資するための寄附（特別維持費）

寄附金を受領した段階で領収書と税額控除に係る証明書（以下「領収書等」という。）（別紙1参照）をお渡しします。

(2) 会費

所得税の確定申告に使用するため領収書等（別紙1参照）の発行を希望した場合にお渡しします。

3 所得控除及び税額控除の方法及び計算例

(1) 個人の場合

ア 寄付金控除の内容

個人の方が公益財団法人報恩同志会に寄附された場合、その寄付金は「公益法人に対する特定寄付金」となり確定申告の年間所得額の40%（平成19年の所得額から適用）を限度として所得税の控除を受けることができます。

寄付金控除の限度額＝特定寄付金の額又は所得金額の40%のいずれか少ない金額－2千円

（所得額の40%以内の場合）

例）年間所得500万円の人が3万円を寄附した場合

$500万円 \times 0.4 = 200万円 \rightarrow$ 限度額

$3万円 - 2千円 = 2万8千円 \rightarrow$ 寄付金控除額

（所得額の40%を越える場合）

例）年間所得500万円の人が300万円を寄附した場合

$500 \text{万円} \times 0.4 = 200 \text{万円} \rightarrow \text{限度額}$

$200 \text{万円} - 2 \text{千円} = 199 \text{万}8 \text{千円} \rightarrow \text{実際の寄付金控除額}$

イ 確定申告の際に、税額控除または所得控除のいずれかを選択することができます。

(ア) 税額控除

次の算式により算出された金額が、所得税額から控除されます。

$(\text{寄附金合計額 (総所得金額等の} 40\% \text{が限度)} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除対象額}$

控除対象額は、所得税額の25%が限度です。

(イ) 所得控除

次の算式により算出された金額が、課税所得から控除されます。

$(\text{寄附金合計額 (総所得金額等の} 40\% \text{が限度)} - 2,000 \text{円}) = \text{控除対象額}$

(ウ) 税額控除か所得控除のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けることができます。

ウ 控除の手続き

控除を希望される方は、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に以下の領収書と証明書の写しを添えて税務署に申告してください。

(ア) 寄付金領収書ー公益財団法人報恩同志会が発行した「寄付金領収書」

(イ) 税額控除に係る証明書の写しー「写し」を領収書と一緒に送ります。

(ウ) 申告に必要な書類

a 税額控除を希望される場合はアとイの書類を申告の際に提出

b 所得控除を希望される場合はアを申告の際に提出

(エ) 控除申告に必要な書類の送付

a 会費等の場合

会費並びに法要寄付金については、寄付者本人が希望した場合、入金を確認され次第お送りいたします。

b 公益活動に資するための寄付（特別維持費）の場合

入金が確認され次第お送りいたします。

エ 対象外寄附金

分会への寄附金や会費、または募金箱への寄付は対象外となります。

(2) 法人の場合

ア 企業等法人から他の法人（公益法人等を除く）に対する寄付につきましては、寄附金額が当該事業年度の損金に算入できます。（損金算入限度額があります。）

イ 法人が公益財団法人報恩同志会に寄附された場合、その寄付金は公益法人への特定寄付金として、一般寄附金の損金算入額と別枠で損金に算入できます。

ウ 特定寄付金の損金算入限度額の計算方法（特別損金算入限度額）

（ア）資本金等を有する法人の場合

平成24年4月1日以降の開始事業年度より

$\text{資本金等の額} \times 3.75 / 1000 + \text{所得金額} \times 6.25 / 100) \times 1 / 2$

（イ）資本金等を有しない法人の場合

$\text{所得金額} \times 6.25 / 100$

エ この寄付金による損金算入は公益財団法人報恩同志会発行の「寄付金領収書」によります。

手続きに必要な領収書は入金を確認され次第お送りいたします。

（3）留意事項

この説明は税法等に基づいて書かれております。

税法改正により毎年変わりますので、所得税の所得控除・税額控除、法人税の損金算入等についてご不明点は、お近くの税務署か税理士にご相談下さい。

寄附金領収書

〇 〇 分 会

報 恩 太 郎 様

〒 411-0942 静岡県駿東郡長泉町中土狩1007-1

領 収 額 ￥ 000,000

但し、当法人が行う公益目的事業のための寄附として上記の金額を領収いたしました。

所得税法第78条第2項第3号該当及び法人税法第37条第4項該当

領 収 日 令和7年8月10日



〒 411-0942
静岡県駿東郡長泉町中土狩1007-1

公益財団法人 報恩同志会
理事長 鈴木純次



1 個人の場合

(1) 寄付金控除の内容

個人の方が公益財団法人報恩同志会に寄附された場合、その寄付金は「公益法人に対する特定寄付金」となり確定申告の年間所得額の40%（平成19年の所得額から適用）を限度として所得税の控除を受けることができます。

（寄付金控除の限度額＝特定寄付金の額又は所得金額の40%のいずれか少ない金額－2千円）

（所得額の40%以内の場合）

例) 年間所得500万円の人が3万円を寄附した場合

500万円×0.4＝200万円→限度額

3万円－2千円＝2万8千円→寄付金控除額

（所得額の40%を越える場合）

例) 年間所得500万円の人が300万円を寄附した場合

500万円×0.4＝200万円→限度額

200万円－2千円＝199万8千円→実際の寄付金控除額

(2) 確定申告の際に、税額控除または所得控除のいずれかを選択することができます。

ア 税額控除

次の算式により算出された金額が、所得税額から控除されます。

（寄付金合計額（総所得金額等の40%が限度）－2,000円）×40%＝控除対象額

控除対象額は、所得税額の25%が限度です。

イ 所得控除

次の算式により算出された金額が、課税所得から控除されます。

（寄付金合計額（総所得金額等の40%が限度）－2,000円）＝控除対象額

ウ 税額控除か所得控除のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けることができます。

(3) 控除の手続き

控除を希望される方は、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に以下の領収書と証明書の写しを添えて税務署に申告してください。

ア 寄付金領収書－公益財団法人報恩同志会が発行した「寄附金領収書」

イ 税額控除に係る証明書の写し－「写し」を領収書と一緒に送ります。

ウ 申告に必要な書類

（ア）税額控除を希望される場合はアとイの書類を申告の際に提出

（イ）所得控除を希望される場合はアを申告の際に提出

エ 控除申告に必要な書類の送付

（ア）会費等の場合

会費並びに法要寄付金については、寄付者本人が希望した場合、入金を確認され次第お送りいたします。

（イ）公益活動に資するための寄付（特別維持費）の場合

入金を確認され次第お送りいたします。

オ 対象外寄附金

道場・分会の募金箱への寄附及び分会の維持費は対象外となります。

2 法人の場合

(1) 企業等法人から他の法人（公益法人等を除く）に対する寄付につきましては、寄附金額が当該事業年度の損金に算入できます。（損金算入限度額があります。）

(2) 法人が公益財団法人報恩同志会に寄附された場合、その寄付金は公益法人への特定寄付金として、一般寄附金の損金算入額と別枠で損金に算入できます。

(3) 特定寄付金の損金算入限度額の計算方法（特別損金算入限度額）

ア 資本金等を有する法人の場合

平成24年4月1日以降の開始事業年度より

資本金等の額×3.75/1000＋所得金額×6.25/1000 × 1/2

イ 資本金等を有しない法人の場合

所得金額×6.25/1000

(4) この寄付金による損金算入は公益財団法人報恩同志会発行の「寄付金領収書」によります。

手続きに必要な領収書は入金を確認され次第お送りいたします。

3 留意事項

この説明は税法等に基づいて書かれております。

税法改正により毎年変わりますので、所得税の所得控除・税額控除、法人税の損金算入等についてご不明点は、お近くの税務署か税理士にご相談下さい。

【公印・契印（省略）】

府益担第309号

令和7年6月20日

公益財団法人報恩同志会

代表者 鈴木 純次 殿

内閣総理大臣

石破 茂

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和7年6月20日 から 令和12年6月19日 まで